

特記仕様書

1 業務の名称

いわてお試し居住体験事業家電等リース業務（令和6年1月入居分）

2 業務の内容

いわてお試し居住体験事業入居者（以下、「入居者」という。）が使用する家電等について、以下のとおり設置等するもの。

(1) リース等期間

令和6年1月1日から令和6年3月31日まで

※1 家電等の設置については、入居者が入居を開始する令和6年1月1日までに家電等を設置すること。

※2 リース期間については、令和6年度岩手県一般会計予算が議決された場合等において、最長で令和6年12月31日まで契約の更新を行う場合があること。

※3 リース期間については、実際の入居期間に対応した分のみとし、その金額は月単位で算出すること。

なお、入居期間が当初の予定より変更になる場合においては、1月前までにその旨を連絡することし、撤去に係る費用については、別途協議の上、決定すること。

(2) 設置場所・設置家電等

ア 松園アパート・5-402（盛岡市松園3丁目7番）

※エレベーター有無：無

| 設置家電等種類・個数       | 備考           | 設置家電等種類・個数 | 備考    |
|------------------|--------------|------------|-------|
| 冷蔵庫・1台           | 120L以上       | 電子レンジ・1台   |       |
| 全自動洗濯機・1台        | 4.2kg以上      | 液晶テレビ・1台   | 24型以上 |
| 2口ガスコンロ・1台（グリル付） | 都市           | ルームエアコン・1台 | （設置込） |
| 照明器具・5個          |              | 電気釜・1台     |       |
| カーテン寸法（単位：mm）    | ○W1650×H1740 |            |       |

イ 境田アパート・1-206（盛岡市境田町8番41）

※エレベーター有無：無

| 設置家電等種類・個数       | 備考           | 設置家電等種類・個数 | 備考    |
|------------------|--------------|------------|-------|
| 冷蔵庫・1台           | 300L以上       | 電子レンジ・1台   |       |
| 全自動洗濯機・1台        | 4.2kg以上      | 液晶テレビ・1台   | 24型以上 |
| 2口ガスコンロ・1台（グリル付） | 都市           | ルームエアコン・1台 | （設置込） |
| 照明器具・4個          |              | 電気釜・1台     |       |
| カーテン寸法（単位：mm）    | ○W1270×H1160 |            |       |

ウ つつじヶ丘アパート・1-101（盛岡市つつじヶ丘41番）

※エレベーター有無：無

| 設置家電等種類・個数       | 備考                                     | 設置家電等種類・個数 | 備考    |
|------------------|--|------------|-------|
| 冷蔵庫・1台           | 120L以上                                 | 電子レンジ・1台   |       |
| 全自動洗濯機・1台        | 4.2kg以上                                | 液晶テレビ・1台   | 24型以上 |
| 2口ガスコンロ・1台（グリル付） | 都市                                     | ルームエアコン・1台 | （設置込） |
| 照明器具・3個          |  | 電気釜・1台     |       |
| カーテン寸法（単位：mm）    | ○W1720×H1320、○W1280×H1810、○W1280×H1810 |            |       |

※1 納入運搬設置込

※2 家電等設置に必要なケーブルやホース等についても準備すること。

### 3 留意事項

- (1) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、別途発注者と受注者とが協議し処理すること。

### 4 権利義務の譲渡等

受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。  
ただし、発注者から書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

### 5 リース料の支払

リース料について、受注者は毎月請求するものとし、支払いは、業務完了確認後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内とする。

### 6 秘密保持

- (1) 受注者は、業務において知り得た情報を、事前に発注者から書面による承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 受注者は、発注者から開示された情報を知得した自己の役員又は使用人(情報を知得した後、退職した者も含む。)に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から開示された情報を保持するため、当該情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等について、不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない